

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について

1 要件

「長期優良住宅の普及に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から平成24年3月31日までの間に新築された、認定長期優良住宅（「長期優良住宅の普及に関する法律」に基づき、千葉市が一定の基準を満たすものとして計画の認定を行った住宅）のうち、下記要件を満たすものは、固定資産税について下記のとおり減額措置が受けられます。

〈「居住部分の割合」要件〉

専用住宅および、

1棟の居住部分の割合が床面積の2分の1以上の併用住宅と共同住宅（アパート）

〈「居住部分の床面積」要件〉

対象となる住宅	居住部分の面積
専用住宅と併用住宅	50㎡以上280㎡以下
賃貸共同住宅（アパート）	独立した1区画が、40㎡以上280㎡以下

2 減額内容

〈減額される範囲〉

減額の適用となるのは1戸当たり120平方メートル相当分までとなります。

床面積	減額率
1戸当りの床面積が120平方メートル以下のもの	税額の2分の1
1戸当りの床面積が120平方メートルを超えるもの	120平方メートル分の税額の2分の1

〈減額される期間〉

区 分	減額期間
認定長期優良住宅	新築後5年間
認定長期優良住宅のうち中高層耐火・準耐火構造建築物	新築後7年間

3 申告方法

新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所（中央区、若葉区、緑 区については東部、花見川区、稲毛区、美浜区については西部）資産税課家屋班へ認定長期優良住宅である事を証明する書類（認定通知書の写し）を添えて申告してください。

【裏面が申請書の記載例になっておりますのでご覧ください。】

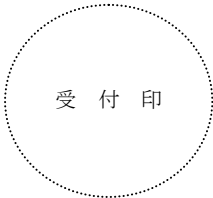
記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日
※提出日をご記入下さい。

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長

※納税義務者の住所・氏名・電話番号をご記入下さい。



受付印

住所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

納税義務者 氏名 千葉 太郎

電話 〇〇〇 (〇〇〇) 1 2 3 4

※太線内をご記入下さい。

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目1234番地
家屋番号	〇〇番〇
種類	居宅
構造	木造瓦葺
階数	地上 〇階建て
床面積 (うち居住部分)	123.45 m ² (123.45 m ²)
建築年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
登記年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
備考	※新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日以後に提出する場合等に理由をご記入下さい。

※申告書を提出する日が、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日を経過している場合は申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

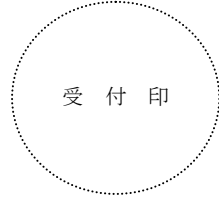
【添付書類】

- ①認定通知書の写し

平成 年 月 日

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長



住所
納税義務者 氏名
電話 ()

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市 区
家屋番号	
種類	
構造	
階数	地上 階建て
床面積(うち居住部分)	m ² (m ²)
建築年月日	平成 年 月 日
登記年月日	平成 年 月 日
備考	

※申告書を提出する日が、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日を経過している場合は申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

【添付書類】

①認定通知書の写し